

<p>報告第1号</p>	<p>阪神間都市計画区域区分の見直しについて【報告】</p>
<p>主な質問、意見等</p>	<p>国の都市計画法の見直しの動きと県の区域区分の見直し方針との関連性は？</p> <p>【事務局】国は数年前から集約型都市構造を目指して、各種の都市計画制度の見直しを進めている。県も集約型都市構造の形成の重要性から、市街化区域は無秩序に拡大せず、できれば縮小するという方針を示されている。</p> <p>変更を予定している地区は急傾斜地区ということだが、平地であればどのような活用法があるのか</p> <p>【事務局】第1種低層住居専用地域に指定されているので、住宅以外であれば、福祉関係の施設が建築可能である。</p> <p>集約型都市を目指すとは、西宮ではどのように考えるか。</p> <p>【事務局】西宮においても、今後人口が減少することは明らかなので、都市機能を集約することにより、都心部と郊外部の居住地のコミュニティ形成に必要な人口密度と魅力とを併せ持った都市拠点を維持していく。</p> <p>今回の2地区の土地所有者の意志はどのように確認しているのか。</p> <p>【事務局】複数の権利者がいるが、区域内には市街化調整区域への変更についての意向確認を行なっている。その他は今後の閲覧作業のなかで確認していきたい。</p> <p>区域区分が変われば、税収はどうなるのか。</p> <p>【事務局】固定資産税としての課税は減額し、この地区からの都市計画税の徴収はなくなる。</p> <p>急傾斜地ということだが、土砂崩れの恐れはないのか。</p> <p>【事務局】宝生ヶ丘地区については砂防指定地や急傾斜崩壊危険区域に指定され、一部防災工事がなされている。</p>

	<p>北六甲台北地区で地区計画に位置付て開発する予定の地区を土地の形状から機能立地の制約があるという理由で、計画を変更しては、行政として一貫性がないのではないか。</p> <p>【事務局】昭和 60 年前後に開発計画が具体化しその開発計画に合わせて地区計画を定めたもので、今回の区域は外れており残地となっていた。</p> <p>今回の変更によって今後の土地利用が、廃棄物置場にされたりと管理や使用があいまいになるのではないか。</p> <p>【事務局】市の「市街化調整区域における緑の保全等に関する指導要綱」や「快適な市民生活の確保に関する条例」により適切に対応していきたい。</p> <p>今回の 2 地区以外にも開発が進まない傾斜地については、意見や希望を聞いたうえで、線引きされることを要望する。</p>
報告第 2 号	都市計画道路網の見直しについて【報告】
主な意見等	<p>西宮市道路網の課題である南北交通の改善については、今回の見直し作業で、行なわれるのか。</p> <p>【事務局】優先的に取り組む都計道路の絞込みを行うということで、改善効果の実現は、この道路網の見直しを受けて、今後見直し作業を行なう道路整備プログラムへの位置づけ等が必要となってくる。</p> <p>歩道の整備を行なう際に歩行者、自転車安心して行き来できるような広さをとって、自転車道路も計画に含めてほしい。</p> <p>【事務局】安全で快適な歩行空間等を確保することは防災上も重要と考えている。</p> <p>J R 線との立体交差化をしてサイドを都計道路として整備すれば新しく道路を作らなくても交通網として余裕が生れるのではないか。現在示されている見直し対象路線に国道は入っているのか。</p> <p>【事務局】見直し対象路線であるが、今後 J R 沿線の土地利用の動向等を考慮して見直し作業を進める。国道、県道も含めて改め、市として全体の道路網として必要性を検証するという視点で対象を精査する。</p>

道路整備の過程で、用地買収が済んでいる部分は優先的に行うのか
【事務局】路線の見直しの中で、必要性和実現性をあわせて検討し、必要性が低いところは他の公共施設用地として使用するなど他の用途も検討する。

個別路線の精査について市ではどの程度作業が進んでいるのか。
【事務局】他部局とともに県のガイドラインに基づく調書の作成の作業等は既に行なっている。その中で、県の方針を補完する目的もあり市の基本方針の作成に着手することになった。

広域的なネットワークとしての都市構造を考えるとときに県のガイドラインでは、各市町固有の課題に対応するのは困難なため、市独自の方針が必要とのことだが、県のガイドラインではどのように無理があるのか。また市独自の方針を考えるとときにマクロ的な見方との整合性と合理性はどのように保っていくのか。

【事務局】県のガイドラインは画一的になりがちなため、市の地域固有の問題から県の見直し結果をさらに見直す必要があると考える。

甲子園段上線の171号以南の計画はどのようになっているのか。
【事務局】区画整理事業とあわせて計画を進めていくため、甲東瓦木の区画整理事業の方向とともに考えていきたい。

地元との話し合いは終わっているのか。都市計画道路としての制限が外れたら急に開発の動きがでるといことが他にも見られるので、その点も考えて検討を進めていただきたい。過去に他市で、道路網の見直しを行なったときに有識者を加えて、かなりの時間を費やしたことがあったので、庁内での議論も十分な時間をかけて練っていただくことを要望する。

【事務局】今後地元との説明を始め市民の方に情報を公開し路線別に個別対応ではなく広い視点からも取り組んでいきたい。

上ヶ原地区は道路幅が狭く早急な整備が要る地域があると思うが、それぞれの地域に沿った整備を早急に進めていただきたい。(要望)

報告第3号	区画整理区域の見直しについて(甲東瓦木・甲東瓦木南土地区画整理区域の見直し)【報告】
主な意見等	<p>土地区画整理区域を全面的に見直しということは、生産緑地の存続や宅地化の誘導などの都市計画を行なう上で、誘導指針を定めることが、極めて重要と考えるが、今の段階ではどのような考えをもっているのか。</p> <p>【事務局】農地については、今後農会と相談した上で、適切な方法を検討して行く。また区域内には未着手の都市計画道路も含まれているので、都計道路の見直しもあわせて必要性を精査し区画整理を見直すのであれば、街路事業での整備を検討する。</p> <p>区画整理の網をはずし、道路、区画整理、農地と個別の対応ではなく、総合的に行なう必要がある。地元への説明などはどのようにアプローチするのか。</p> <p>【事務局】まだ、庁内での議論が必要な段階だが、細かく地区を精査すると地区特性として、4から5の地区に区分されると思われる。それぞれの地区についてまちの整備方法を考えることになる。まちづくりに関する条例などを根拠にしながら、ソフトな住環境改善を提案し合意形成を得ていきたい。</p> <p>150ヘクタールを超えるエリアでの区画整理事業は、昭和40年頃にできた計画なので、今後は住宅改善事業などで対応し、防災面でも幹線道路事業は、市が推進すべきである。</p> <p>【事務局】住民の方々には市の制度だけの誘導ではなく、国の制度等も含めて、生産緑地や、都市計画道路の計画も示して行きたい。</p> <p>この地区において、平成28年4月開校予定の第46小学校が建設されており、現在「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」により規制が設けられているが、学校が開校した後に周辺の開発が急に進むことも考えられるので、早く地区まちづくりのビジョンを示していただきたい。(要望)</p> <p>見直し予定の区画整理区域の中で、地元からのまちづくりの支援要請は現在、あるのか。</p> <p>【事務局】一部の地区について、今後地元での勉強会を支援していく予定の地区がある。</p>